

デジタルデータ活用による商店街等活性化検討会設置要綱

(目的)

第1条 商店街等の活性化や課題解決を図るため、産学官民の連携により通行人数など必要な情報をデジタルデータとして収集・蓄積・加工分析する基盤を構築し、需要予測やマーケティング等に活用するためのシステム開発を促進するための必要な検討を行うとともに、得られた知見や成果を観光・公共交通・まちづくりなど他の分野への応用・展開についても必要な検討を行うことで、デジタルデータ活用による商店街等活性化モデルを構築することを目的にデジタルデータ活用による商店街等活性化検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 現在、手作業により実施している通行量調査のデジタル化のあり方（収集するデータの種類からシステム構成、仕様等を含む）
- (2) その他、収集すべきデータの種類等
- (3) データを活用した商店街（個店を含む）の活性化・課題解決の方策
- (4) データを活用した新ビジネスの創出
- (5) 観光・公共交通・まちづくり等他の分野への応用・展開の方策
- (6) その他、検討会の目的を達成するために必要と認められる事項

(委員等)

第3条 検討会は、次の各号に掲げる分野の者の中から、高知県商工労働部長が委嘱する委員で組織する。

- (1) 商店街等関係者
 - (2) 情報システムに関する事業者
 - (3) 学識経験者
 - (4) 行政関係者
 - (5) 前4号に掲げる者のほか、高知県商工労働部長が必要と認める者
- 2 議論の進展により、臨時の委員の任命又は新たな委員の追加を行うことができるものとする。
- 3 検討会に委員長1名及び副委員長1名を置く。
- 4 委員長は、委員の互選により選出する。
- 5 副委員長は、委員長が指名する。
- 6 委員長は、検討会を統括する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。
- 8 検討会にデジタルデータ活用等に関する造詣が深い専門家をアドバイザーとして置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、この要綱施行の際の委員の任期は令和6年3月31日までとする。

(会議)

第5条 検討会は、必要に応じて委員長が委員を招集する。ただし、委員長及び副委員長が選任される前に招集される検討会については、高知県商工労働部長が招集する。

2 検討会は、委員長が必要と認める場合は、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は高知県商工労働部経営支援課に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。